広島県土地造成事業管理規程第十号

に定める。 地造成事業職員の給与、 勤務時間その 他の勤務条件及び休業に関する規程を次 \mathcal{O} よう

令和四年四月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

土地造成事業職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程

(趣旨)

務時間その他の勤務条件及び休業に関して必要な事項を定めるものとする。 う。)の事務の執行を補助する職員(以下「土地造成事業職員」という。) この規程は、広島県土地造成事業の管理者の権限を行う知事(以下 「知事」とい の給与、

(給与)

- 第二条 土地造成事業職員の給与に関しては、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広 による。 う。 員の採用等に関する条例 島県条例第二十二号。 いう。)附則第二項及び第三項の規定によるほか、 (平成三十一年広島県条例第一号。)附則第二項並びに短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 以下「給与条例」という。 (平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」とい 以下「短時間勤務会計年度任用職員給与等条例」と)附則第五項並びに一般職の任期付職 次条から第八条までに定めるところ
- 第三条 による。 土地造成事業職員の給料表は、次の各号に掲げる区分に従い、 第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務 常勤の土地造成事業職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 以下 「再任用短時間勤務」という。 当該各号に定めるところ
- 職給料表による。 次号に掲げる土地造成事業職員以外の土地造成事業職員 給与条例に規定する行
- 職員条例第六条第一項に規定する給料表による。 任期付職員条例第二条第一項の規定に基づき採用された土地造成事業職員 任期付
- 勤務の 準的な職務の内容及び初任給、 職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び初任給、 の例による。 常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員の職務の級の分類の基準となるべき標 一般職員(土地造成事業職員以外の一般職に属する職員をいう。 昇格、 昇給等の基準については、常勤及び再任用短時間 昇格、 以下同じ。 昇給等の基準
- 第四条 及び再任用短時間勤務の一般職員の特殊勤務手当の例による。 常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員の特殊勤務手当に つい ては、 常 勤
- る組織の区分に応じ、 常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員の管理職手当は、 のとし、 その額は、 同表の下欄に定める額とする。 同表の中欄に掲げる職を占める職員に対し、 月額により支給 次の表の上欄に

本庁	組織	
産業用地課長	職	
八万五千円	支給額	

この表により難い場合は、 知事は、 支給額を別に定めることができる。

(管理職員特別勤務手当)

第五条の二 する。 時間が六時間を超える場合は、 支給するものとし、その額は、 つき、 次の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、 給与条例第十七条の四第一項に規定する管理職特別勤務手当は、 同表の 同表の下欄に掲げる額とする。 下 欄に掲げ る額に百分の百五十を乗じて得た額と 同表の中欄に掲げる職を占める職員に ただし、勤務に従事した 一回に

本庁	組織
産業用地課長	職
八千円	支給額

備考 この表により難い場合は、 知事は、 支給額を別に定めることができる。

ものとし、 の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、 給与条例第十七条の四第二項に規定する管理職特別勤務手当は、勤務一回につき、 その額 は、 同表の下欄に掲げる額とする。 同表の中欄に掲げる職を占める職員に支給する

本庁	組織
産業用地課長	職
四千円	支給額

この表により難い場合は、 知事は、 支給額を別に定めることができる。

- 3 給しない。 理監督職員には、 給与条例第十七条の四第一項の勤務をした後, その引き続く勤務に係る同 項の規定による管理職員特別勤務手当を支 引き続いて同条第二項の勤務をした管
- 第六条 及び支給方法の例による。 の給与の額及び支給方法につい 第三条に定めるものを除くほか、 ては、常勤及び再任用短時間勤務の一般職員の給与の 常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員 額
- 第七条 適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員 業職員の給与の額及び支給方法については、短時間勤務会計年度任用職員七条 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用 の給与の額及び支給方法の例による。 短時間勤務会計年度任用職員給与等条例 の土地造成 \mathcal{O}

(退職手当)

- 十九年広島県条例第二号)に定めるもののほか、八条 土地造成事業職員の退職手当に関しては、 (育児休業等) 一般職員の退職手当の支給の 職員の退職手当に関する条例 例に (昭 和 · よる。
- 八条の二 (平成四年広島県条例第十八号) 土地造成事業職員の育児休業等に に定めるも つい \mathcal{O} 0 ては、 ほ カュ 職員の育児休業等に関する条例 般職員の育児休業等の 例 によ

(自己啓発等休業)

する条例 休業の例による。 八条の三 (平成二十年広島県条例第一号) に定めるもののほか 土地造成事業職員の自己啓発等休業に ついては、 職員の自己啓発等休業に関 一般職員の自己啓発等

(配偶者同行休業)

第八条の四 する条例 行休業の例による。 (平成二十六年広島県条例第二号) 土地造成事業職員の配偶者同行休業については、 に定めるもののほか、 職員の配偶者同行休業に関 一般職員 \hat{O} 配偶者同

(高齢者部分休業)

第八条の五 する条例 分休業の例による。 (平成二十六年広島県条例第一号) に定めるもののほか、 土地造成事業職員の高齢者部分休業については、 職員の高齢者部分休業に関 一般職員の高齢者部

(勤務時間等)

- 第九条 県条例第五号)の例によるほか、一般職員の勤務時間等の例による。 間等」という。 土地造成事業職員の勤務時間、)に関しては、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 週休日、 休憩時間、 休日及び休暇 以下 (平成七年広島
- 第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。 前項に規定するもののほか、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第三十九

(旅費)

- 第十条 島県条例第二十三号) (専従休職者の給与) 土地造成事業職員の旅費に関しては、 附則第五項の規定によるほか、一般職員の旅費の支給の例に 職員の旅費に関する条例 (昭和二十八年広 、よる。
- 第十一条 は、その許可が効力を有する間は、 以下「地公労法」という。)第六条第一項ただし書の許可を受けた土地造成事業職員に 地方公営企業等の労働関係に関する法律 いかなる給与も支給しない。 (昭和二十七年法律第二百八

(安全及び衛生管理)

第十二条 土地造成事業職員の安全及び衛生管理に関しては、広島県職員安全衛生管理規 例による。 病院事業管理規程第一号)の定めるところによるほか、 監査委員訓令・海区漁業調整委員会訓令・土地造成事業管理規程・ (令和四年広島県訓令・議会事務局訓令・選挙管理委員会訓令・人事委員会訓令 一般職員の安全及び衛生管理の 公営企業管理規程

(研修)

第十三条 広島県規則第九十九号)の 土地造成事業職員の研修に関しては、 例によるほか、 一般職員の研修の例による。 職員の研修に関する規則 (昭和三十二年

(公務災害補償)

第十四条 土地造成事業職員の公務上の災害に対する補償に関しては、 地方公務員災害補

償法(昭和四十二年法律第百二十一号) の定めるところによる。

(表彰)

第十五条 土地造成事業職員の表彰に関しては、 一般職員の表彰の例による。

(分限及び懲戒)

第十六条 土地造成事業職員の分限及び懲戒に関しては、 料の十分の一を超えてはならない。 だし、減給は、 び効果に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十六号)の定めるところによる。た 果に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十五号)及び職員の懲戒に関する手続及 一回の額が給料の一日分の半額を超え、 総額が一給料支払期における給 職員の分限に関する手続及び効

(服務の宣誓)

第十七条 土地造成事業職員 例による。 昭和二十六年広島県条例第五号)の定めるところによるほか、 の服務の宣誓に関しては、 職員の服務の宣誓に関する条例 一般職員の服務の宣誓の

(職務に専念する義務の特例)

第十八条 土地造成事業職員の職務に専念する義務の特例に関しては、 務の特例に関する条例 一般職員の職務に専念する義務の特例の例による。 (昭和二十六年広島県条例第六号) の定めるところによるほか 職務に専念する義

(営利企業等の従事に関する許可の基準)

第十九条 土地造成事業職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関しては、 号)の例による。 業等の従事に関する許可の基準を定める規則 (昭和二十六年広島県人事委員会規則第七 営利企

(その他の勤務条件)

第二十条 に関しては、 第二条から前条までに規定するものを除くほか、 一般職員の勤務条件の例による。 土地造成事業職員の勤務条件

附則

この規程は、公布の日から施行する。